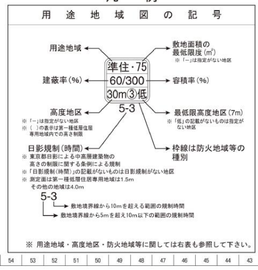
東京都市計画公園　総括図
第３・３・135号
西大泉二丁目公園（練馬区決定）
縮尺20,000分の１

埼玉県
和光市
新座市
大泉風致地区
石神井風致地区
第３・３・135号　西大泉二丁目公園
中野区
杉並区
武蔵野市

凡例

用途地域図の記号



※ 用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右表も参照して下さい。

用途地域（特別用途地区）	
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域（特別工業地区）
工業	工業地域

高度地区	
①	第１種高度地区
②	第２種高度地区
17m①	17m 第１種高度地区
17m②	17m 第２種高度地区
17m③	17m 第３種高度地区
20m②	20m 第２種高度地区
20m③	20m 第３種高度地区
20m	20m 高度地区
25m②	25m 第２種高度地区
25m③	25m 第３種高度地区
30m②	30m 第２種高度地区
30m③	30m 第３種高度地区
30m	30m 高度地区
35m③	35m 第３種高度地区

防火地域等の指定

- 防火地域
- 準防火地域
- 防火指定なし

新たな防火規制区域

- 新たな防火規制区域

風致地区

- 風致地区

注意事項

1. 本図は、用途地域、特別用途地区（＝特別工業地区）、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口に備え置く指定図で確認してください。
 (1)練馬区都市整備部都市計画課（本庁舎 16 階）
 (2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画相談担当（都庁第二本庁舎 12 階）
2. 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図２(都市施設等)」をご覧ください。
3. 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定（帯状に道路両側に指定されているもの）では、基本的には道路と敷地の境界線から 20mまたは 30mです（30mのものは「←30m」の表示があります）。
4. 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。
5. 詳細な情報は、練馬区ホームページでご覧いただけます。(https://www.city.nerima.tokyo.jp/)「地図情報ねりまっぷ」で検索し、テーマ「都市計画情報」をご確認ください。

株式会社 武揚堂 調製 印刷

この地図は、練馬区作成の 2500 分の 1 練馬区基本図を使用したものである（承認番号：東京都指令都市整 23 号、令和７年 11 月 20 日）

令和8年(2026年)4月作成　練馬区都市計画課